

第二十七回 帝國議會 工場法案委員會議錄(速記)第六回

會議

明治四十四年二月二十八日午後二時十分開議

出席委員左ノ如シ

大岡 育造君	福井 準造君	田邊 熊一君
小川 平吉君	三浦 盛德君	伊東 要藏君
岡田 泰藏君	富島 暢夫君	古賀 康藏君
熊本 壽人君	森 正君	根津 嘉一郎君
小寺 謙吉君	荒川 五郎君	阪本 弥一郎君
花井 卓藏君	細野 次郎君	

出席國務大臣左ノ如シ

農商務大臣 男爵大浦 兼武君

農商務次官 押川 則吉君 農商務省工務局長 岡 實君

農商務次官 押川 則吉君 農商務省工務局長 岡 實君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

工場法案(政府提出)

○委員長(大岡育造君) 是ヨリ工場法案委員會ヲ繼續致シマス

○法學博士花井卓藏君 本員ハ殆ド全部缺席ヲ致シマシテ、御尋スル機會ヲ逸シテ居ルノデゴザイマス、ケレドモ速記ニ依リマシテ大體承ラヌト欲スルトコロハ之ヲ理解スルコトが出來タノデアリマスガ、極メテ簡單ニ數點御説明ヲ請ヒタイト思フノデアリマス、第一ニ御尋致スノハ根本問題ニアリマス、理窟ハ總テ私ハ申シマセヌ、根本問題トシテ本法ハ工場主本位ニ於テ立法ゼラレタモノデアルカ、或ハ工業ニ從事スルトコロノ職工若クハ徒弟ヲ本位トシテ立法セラレタモノデアルカ、換言スレバ工場主保護ノ法律デアルカ、労働者保護ノ法律デアルカ、之ヲツ承リタイ、本員ハ案ノ全文ヲ讀ミマシテ、諸國ノ工場法ニ比シテ工場主ヲ保護スルコト、頗ル寛ニ過ギ、労働者ヲ待ツコト頗ル酷ニ失シタル案ナリト云フ、惑テ生ズル故ニ之ヲ御尋スルノデアリマス

○政府委員(岡實君) 工場法ノ制定ハ、御承知ノ先づ直接ニ職工ノ保護ヲ致スト云フコトが目的デゴザイマスガ、職工ヲ保護スル結果ハ即チ工業主ヲ保護スルコトニナル、今花井君ノ御質問ハ、職工ヲ保護スルコト至ダテ薄キニ過ル、隨ツテ工場主ヲ本位トシテ本案が出來テ居ルモノデアルカノ如キ疑がアルト云フ御質問ニアツト思ヒマスガ、本案制定ニ當ツテハ職工保護ト云フ目的ヲ達成センガタメニ、多クノ規定ヲ設ケタノデゴザイマス、併ナガラ現在我國ノ工業場ハ何等操業上ノ制限ナクシテ、自由ニ行ハレ居ルノデアリマスカラ、最初カラ花井君ノ唯今御尋ニナツタ歐洲各國ニ行ハレテ居ルガ如キ詳密且ツ嚴重ナル規定ヲ設ケテ操業上ノ制限ヲ爲シ、工業ノ利益ヲ害スルコトノ尠ナカラヌ

モノガアルコトヲ顧慮致シマシテ、先づ第一期ノ工場法トシテハ工業上ノ現状ニ大波動ヲ與ヘザランコトヲ考ヘマシタメニ、他ノ立法ニ比シテハ聊カ手ヌルイ感ノアルコトハ政

府モ認メテ居ルノデアリマス

○法學博士花井卓藏君 唯今ノハ立法ノ本位ニ關スル質問デアツタノデアリマスガ、第

二ハ立法ノ理由竝ニ體裁ニ付テ御尋シヤウト思ヒマス、此第二條第一項但書及ビ三條第二項ニアリマスガ、此條文ノ事實問題トシテハ速記ニ依ヅテ諸君ヨリ争ハレテ居ル點ガアルヤウデアリマス、本員ノ問ハント欲スルトコロハ立法ノ理由竝ニ體裁ニアリマス、凡ソ必要ナキ立法ハ之ヲ爲スヲ要セザルコトハ論ヲ待タヌノデアリマス、法律ハ時勢ノ必要上是レナクンバ以テ工場主ノ保護、労働者ノ保護ヲ全フルコト能ハズトスル必

要ナル理由ヨリ編立テラル、モノデアルト云フコトハ論ヲ俟ツマイト思ヒマス、又立法ノ體裁ノ上カラ見マシテ、十年二十年ノ後ニ於テ行フベキ法律ヲ、豫備的ニ十年二十年前ニ制定セシガ如キ實例アルヲ本員ハ知ルコトヲ得ヌノデアル、立法ノ原則トシテ時ノ必要

ハ法律ヲ產ムノデアル、事ノ必要、物ノ必要ハ法律ヲ產ムノデアル、時ノ必要ナク、物ノ必要ナク、人ノ必要ナキニ、豫メ十年ノ後十五年ノ後ニ豫想シテ立法ヲスル如キハ、立法ノ理由ト云ヘル原則ノ上カラ考ヘテモ、立法ノ體裁ト云フ上カラ考ヘテ見マシテモ、其

當ヲ得ザルモノト信ズルノデアリマス、第二條ノ第一項ノ但書ニゴザイマスル規定ハ、要

スルニ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ就業セシムルコトヲ得スト云フ原則ヲ認メラレタ所

以ハ、此ノ如キ者ヲシテ工場ニ業務ヲ執ラシムルト云フコトハ、宜クナイト云フコトカラ出

タモノニ違ヒアルマイト思フノデアル、宜クナイト云フ理由ノ下ニ制限スル立法ノ必要ヲ認

メラレタモノニアラウト私ハ考ヘルノデアル、然ルニ本法施行ノ際ニ於テハ差支ハナイ、斯

ウ云フ規定ヲセラレテ居ル、本法ハ制定セラレテ、制定セラ、ト同時ニ施行セラレ、ソガ

本法ノ目的ニ違ヒナイ、左ニ十二歳未満ノ幼者ヲ保護スヘキ規定ヲ立法ヲシテ、右ニ

施行當時ニ於テハ其必要ヲ認メスト云フカ如キ矛盾ノ規定ヲナス理由ハアルマイト思

フ、政府モ亦吾ミノ見ルトコロト異ナルコトハナカラウト思フ、併ナガラ之が所謂工場主本

位ノ法律デ、労働者保護ノ原則ヲ指イテ、工場主保護ト云フコトガ茲ニ謳ハレテ居ルコ

ト、思フ、本會ニ於テ如何ナル決議ニナルカハ知リマセヌケレドモ、本來工場法ト云フモ

ノハ、労働者本位デ規定スベキが當然デアツテ、富豪若クハ工場主ノ聲ニ聽テ憐ムベキ

労働者保護ノ規定ヲ直チニ無視スルト云フコトハ、甚ダ其當ヲ得ヌモノデアルト思フ、本

員ハ斷言スル、此ノ如キ立法例ハ諸國ノ工場法總體ニ於テ、第一期ノ場合ノミナラズ、

第一期ノ場合ニ於テモナキモノト認メル者ニアリマス、政府ハ富豪ニ媚ビ、工場主ニ媚

ルガタメニ、直チニ此原則ヲ改メラレタト思フノデアリマス、資本主ノタメニハ立法モ労働

者モ犠牲ニ供セラレ、ト云フ御趣意ニアリマスカ、第二條ノ第一ノ如キモノハ、實ニ立法

セラレタト云フコトハ、労働者ヲ保護スルノ趣旨ニ外ナラヌト思フノデアリマス、然ルニ之

モ亦此法律が行ハレテカラ十五年ノ後マデモ、一時間ノ延長ヲナシ得ルト云フコトヲ規定セラレテ居ル、換言スレバ、今ヨリ十五年ノ後マデハ、時間ノ制限ハ十二時間ニアラズシテ十四時間ナリト立法セラレタト同様アリマス、十四時間ヲ相當ト認メラル、ナラバ、十四時間ト規定セラル、ノガ宜カラウト思フ、人間ノ身體ト云フモノハ、其保クルベキ衛生、其他ノ關係ニ於テ十五年前ノ今日モ十五年後ノ將來モ異ナル譯ハアルマイト思フ、十五年間ハ十四時間デ宜イト認メラル、ナラバ、十四時間ヲ規定ナスツラ宜カラウト思フ、併ナカラ十四時間ハ長キニ失スル、十二時間ヲ相當ト認メルケレドモ、富豪權勢ノ聲ハ此立法ノ不體裁モ犠牲ニ供シテ、時間ト云フモノヲ自由ニ裁量サセテ、十五年間モ效力ヲ保タシムルト云フガ如キ法律ヲ制定サレタト云フコトハ、十五年前ノ今日ニ於テ必要ナキコトヲ認メラレタモノト論ズルモ不可ナカラウト本員ハ思フノアリマス、然レドモ十四時ノ規定ヲスルト云フコトハ、如何ニモ勞働者ノ保護ヲ緩慢ニ付スルガ如キ謗アルノ故ヲ以テ、第一條ト同様ニ、右ニ十二時間ヲ標準トシテ、左ニ工場主ニ於テ十四時間ヲ應用セシムル途ヲ御取リニナツタト云フコトハ、如何ニモ不體裁ナコトデハアリスマイカ、況ヤ十五年ト云フ標準ハ如何ナル學問上ノ根據カラ出テ居ルカ、如何ナル實際上ノ根據カラ出テ居ルカト云フコトヲ伺ヒタク、實際上ノ根據アリトスレバ、當業者——當業者ニ於テ唱導スルトコロノ聲ガ、此ノ如キ規定ヲ促サレタモノデハアルマイカト思フノアリマスガ、之モ「ツ」伺ヒタク、即チ理由ナキ立法體裁ヲ爲サザル立法ト云フコトニ付テ感ヲ起シマシタカラ、ヤハリ根本問題トシテ答辯ヲ得テ置キタイ

○政府委員(岡實君) 政府ガ工場法ヲ立テルニ當ツテ、或ル例外ヲ多ク規定スルト云コトガ此體裁美ヲ害スルコトハ、花井君ト全ク説ヲ同クシテ居リマス、出來得ベクンバ成ルベク例外ヲ止メテ、原則ヲ以テ貫クト云フコトハ努メタノアリマスガ、御承知ノ通り工業ノ種類ハ決シテ「ナラヌ」、「ナラヌト云フヨリ寧ロ千態万狀トモ云フベキモノデアル、此千態万狀ノ工業ガ又各地ノ在來ノ慣習或ハ業務上ノ持久ノ關係ヨリシテ、時トシテハ長ク勤クモノモアリ、或ハ從來ノ慣行ニ依ツテ短ク勤ク者モアリ、長ク勤ク者ニ對シテ一旦時間ニ制限ヲ加ヘタナラバ、忽チ其工業が利益ナキモノニ歸著スルト云フコトモ少ナカヌノアリマスデ、大體トシテハ常ニ政府ハ此工業ノ現狀ニ顧ミルコトヲ努メテ居ツテ、單ニ學理上或ハ法律論、或ハ體裁美ト云フコトハ貫徹シナイ、ソコデ今花井君ノ第一ノ御質問ニ入ツテ御答辯致シマスガ、此第一條ニ於テ但書ヲ設ケタ、本法施行ノ際ニ現ニ就業シテ居ル十二歳以下ノ者ガ繼續シテ就業シテ差支ナイト云フ規定ノ理由如何、之ハ工場法ガ何時出ルト云フコトヲ豫期セズシテ、又何時實施セラル、ト云フコトヲ豫期セズシテ、始メヨリ工場主ハ十二歳以下ノ者ヲ雇ヒ、雇ハル者モ自分ガ此工場ニ入ツタ以上ハ、其工場デ就業ヲ繼續シテ居ルモノト信シテ入ツタモノデアル、デアルカラシテ既得權ト云ツテハ語弊ガアルカ知ラヌガ、併ナガラ既得ノ利益ト云ハナケレバナラヌ、法律ニ新タニ制限ヲ設クルニ際シテ、此人民ガ持テ居ル既得ノ利益ニ對シテ、或除外例現在モ工場ニ於テハ其既得ノ利益ヲ保全スルト云フ利益ノ下ニ出來タモノト御承知ヲ設クルト云フコトハ、御承知ノ通り少ナカラヌコト、信シテ居ル、即チ本文ノ如クニ又ヲ豫期セズシテ、始メヨリ工場主ハ十二歳以下ノ者ヲ雇ヒ、雇ハル者モ自分ガ此工場ニ入ツタ以上ハ、其工場デ就業ヲ繼續シテ居ルモノト信シテ入ツタモノデアル、デアルカラ見テ既得權ト云ツテハ語弊ガアルカ知ラヌガ、併ナガラ既得ノ利益ト云ハナケレバナラヌ、レカラ第三條ノ第二項ニ持ツテ行シテ、業務ノ種類ニ依ツテ一時間以内延長ヲ許可スル

理由如何、十二時間ト定メタラソレデ宜カラウダヤナイカ、十四時間トシナケレバナラヌノ制限ト云フモノハ、或意味カラ言ヘバ勞働者ヲ保護ヲスルノアリマスガ、一方ニ於テ勞働者自身モ亦苦痛ヲ感ズル場合モアルノアリマス、ソレハドウ云フ場合カト云フト現在ノ賃金支拂ノ法則ハ、時間拂ヨリモ寧ロ出來高拂ト云ツタ方ノ側ガ多イノアリマスカ、勞働者ニ依テハ就業時間ノ制限ノ如キハ甚ダ喜バナイト云フヤウナ場合が多イノアリ

○政府委員(岡實君) 勞働者ノ意見甚ダ「ナラズデアリマス、何トナレバ此就業時間ノ制限ト云フモノハ、或意味カラ言ヘバ勞働者ヲ保護ヲスルノアリマスガ、一方ニ於テ勞働者自身モ亦苦痛ヲ感ズル場合モアルノアリマス、ソレハドウ云フ場合カト云フト現在ノ賃金支拂ノ法則ハ、時間拂ヨリモ寧ロ出來高拂ト云ツタ方ノ側ガ多イノアリマスカ、勞働者ニ依テハ就業時間ノ制限ノ如キハ甚ダ喜バナイト云フヤウナ場合が多イノアリ

○法學博士花井卓藏君 唯今ノ點ニ付テ重ネテ御尋ラシテ置キタ——確メテ置キタ、勞働者ハ此法案ニ満足致シテ居ルノデスカ、既ニ意見ヲ御徵シニナツタナラバ、意見ヲ御採用ニナツテ居ル點モアラウト思フガ、多ク此立法ニ満足スルガ如キ勞働者ノ意見モ斟酌シテ居ルモノト御承知ヲ願ヒタク

○政府委員(岡實君) 勞働者ノ意見ヲ多ク聞テ居ルノゴザイマス、其聞テ居ル記事ハ裏面カラ及表面カラ、勞働者ノ意見ヲ多ク聞テ居ルノゴザイマス、其聞テ居ル記事ハ豫テ御覽ニナツタコトガアラウト存シマス、又生產調査會ニ於テモ、勞働者ノ利益ヲ代表シテ居ル人ニ付テハ特ニ詳細ニ其意見ヲ徵シテ、生產調査會ノ審査モ亦勞働者ノ意見ヲ斟酌シテ居ルモノト御承知ヲ願ヒタク

○政府委員(岡實君) 勞働者ノ意見甚ダ「ナラズデアリマス、何トナレバ此就業時間ノ制限ト云フモノハ、或意味カラ言ヘバ勞働者ヲ保護ヲスルノアリマスガ、一方ニ於テ勞働者自身モ亦苦痛ヲ感ズル場合モアルノアリマス、ソレハドウ云フ場合カト云フト現在ノ賃金支拂ノ法則ハ、時間拂ヨリモ寧ロ出來高拂ト云ツタ方ノ側ガ多イノアリマスカ、勞働者ニ依テハ就業時間ノ制限ノ如キハ甚ダ喜バナイト云フヤウナ場合が多イノアリ

ス、故ニ彼等ノ心事カラ言へ賛成シテ居ルケドモ、現在ノ自分ノ收入ノ點カラ是ハ困
ルト云々タヤウナ場合モ少ナカラズト思ヒマス、結局労働者ノ意見一ナラズト御承知ヲ願
ヒタ

○法學博士花井卓藏君 更ニ伺ヒタイ點ハ頗ル重大ナル問題デアリマス、御承知ノ如
ク忌ムベキ大逆事件ハ労働者ヨリ起ツタノニアリマス、而カモ政府直轄ノ工場ニ從事スル
トコロノ職工ヨリ起リタル忌ムベキ事件デアリマス、私ハ此事件ニ關係シテ痛切ニ感ジマシ
タ點ハ、労働者ニ對スルトコロノ教育智識、ソレノ不完全ナルコトハ直チニ以テ忌ムベキ
而シテ惡ムベキ風紀ニ感染シ易キモノト見テ居ルノニアリマス、相當ノ教育ヲ受ケテ、國史
ノ大體デモ通ズルガ如キコトガゴザイマシタナラバ、斯ノ如キ行動ヲ爲スベキ筈テナイ、危
險ナル思想ヲ注入致シテ來マシテモ、之ニ感染スベキ謂レガナイ、然ルニ彼等ノ無教育
ナル無智識ナル、耳ニ聞クダケノコトニアツテ、之ヲ鑑別スルノ能力ト云フモノハ、教育
ヨリ得タル素養ナキノ故ヲ以テ爲スコトが出來ナイ、智識ニ訴ヘテ鑑定スルダケノ能力ノ
ナイト云フコトハ、實ニ憂フベキ事件ヲ產ム原因トナツタノデアラウト私ハ考ヘル、一件記ヲ
錄玩味スレバ確カニ之ヲ知ルコトが出來ル、宮下太吉が森近運平ニ問フテ森下運平が
宮下太吉ニ答タル事實、而シテ宮下太吉ハ之ヲ鑑別スルノ智識能力ガナイト云フ事柄
ガ、斯カル危險思想ニ養ハレル原因ヲ爲シテ居ルト云フコトハ、當局大臣ハ此點ニ於テハ
審カニ御承知デアラウト思フ、職工教育ノ上カラ忽ニスベカラザルコトハ、此前古未曾有ノ
一大事件ニ依ツテ證據立テラレテ居ルノデアル、労働者ヲ保護スルト云フコトハ、生理的
ニノミ保護スルト云フ趣旨が保護ノ精神デハナイ、生理的ニモ之ヲ保護シ、又教育的ニ
モ之ヲ保護スルト云フコトが當然デアラウト思フ、而シテ進シテハ更ニ精神的ニモ之ヲ保
護シナケレバナラヌデアラウト思フノニアリマス、本案ヲ見ルニ、時間ノ制限ニ於テ、業務ノ
制限ニ於テ、種々ナル生理的ノ保護ガ一方ニ於テ行屆イテ居ルカノ如ク見エル點モアル、
併ナガフ教育ノ如キモノニ重ヲ措カナイ、十二歳未滿ノ者ハ勿論ノコト、二十歳未滿ノ
者ニ至リテハ強制教育ノ責任ナシト雖モ、普通ノ智識ヲ授ケ、又工業上ノ智識ヲ授ケ、
而シテ彼等ヲ教育的ニ精神的ニ貞職工良國民トシテ養フベキトコロノ責務ト云フモノ
ハ、工場主ニ課シテ然ルベキコトデアラウト私ハ思フノニアリマス、諸國ノ法制ハ一々調べ
ハ致シマセヌガ、御配付ニナツタモノ、英吉利ノ條例、竝ニ獨逸ノ法律ニ依テ見マスルト
云フト、未成年者殊ニ徒弟ニ對シテノ普通教育工業教育ヲ授ケルトコロノ規定ト云フ
モノハ、餘程完全ニ出來上ツテ居ルヤウニ見エル斯ノ如クニシテ普通教育ヲ授ケ、而シテ別
ニ工業教育ヲ授ケ、良國民タリ貞職工タリスルト、一面ニ於テハ良國民タリ、一面ニ於
テハ貞職工タルノ素養ヲ爲サンコトヲ努メテ居ル、事極メテ純善純美テ、至レリ盡セリデア
ル、然ルニ本法ノ一言モ是ニ及バザルハ果シテ如何ナル理由デアリマスルカ、職工徒弟ニ
ハ智識的精神的ニハ何等教育ヲ施サズシテ可ナルモノデアルカ、斯ノ如キモノガ智識能
力無キガ故ヲ以テ、危險ナル思想ニ感染スルト云フヤウナコトガアツテモ、現ニ其事實が目
前ニ現ハレタルニモ拘ラズ、斯ウ云フ政府ノ方針ナリヤ否ヤト云フ點ニ付テ、私ハ大臣ノ
説明ヲ求メテ置キタイノデアリマス、尙質問ノ趣意ヲ強メルタメニ、斯ウ云フコトヲ申上
ゲテ置キマス、日本ニハ監獄法ト云フモノガアリマシテ、即チ犯罪ニ關スル保護ノ規定
ト云フモノヲ綿密ニ立て、居リマス、即チ未成年者デアリシナラバ、未成年ノ犯罪人デア

リシナラバ、殆ド半日ヲ教育ニ費シ、殘リノ半日ヲ作業ニ費サシムルト云フコトニ致シテ
居リマス、罪人デサヘモ教育ヲ怠ラザルコト、未成年者ニ對シテ教育ノ責任ヲ國家が負
ウト云フ旨ヲ立派ニ體シテ居ル、未成年者ノ職工徒弟ト云フモノハ罪人デハナインデア
ル、國家ハ罪人ニ對シテモ教育ノ保護責任ヲ負ウテ居ルニモ拘ラズ、此職工徒弟ニ對シ
テハ乞フ強テ避ケル、工場主ニ此責ヲ課セシメヌト云フ根本ノ理由ヲ承リタイ、是ハ各國
ノ立法例ニアルコトデアリマスカラ、立法例ニアツテ然モ大ナルコトデアル、是レ……

○委員長(大岡育造君) モウ宜クハアリマセヌカ
○法學博士花井卓藏君 モウ少シ……前申上ゲル通り、本法ハ労働者本位ニ非ラズ
シテ工場主本位デハナイカト云フ本員ノ第一問ヨリ流レ來ル是ガ各論ノ一デアツテ、然
モ是が唯一ノ第一番ノ大切ナル點アアル
○農商務大臣(男爵大浦兼武君) 唯今花井君ノ御尋ハ餘程大ナル關係ニシテ、且
ツ大ナル御考ヲ以テノ御質問ノヤウニ伺ヒマスガ、御承知ノ通リ我國ノ労働者ニ對シテ
又工業上ニ對スルコトハ、漸ク今茲ニ始メテ工場法案ト云フモノ、大體ヲ定メルトコロノ
發端ニアツテ、詳シク之ヲ論シタナラバ、甚ダ不十分ナトコロモアリマセウ、デ此教育ノコトニ
付テハ、敢テ此法律ノ中ニ入レルマデノ程度デナクテ、教育ハ教育ノ方ノ制度ガアツテ、其
方デ國民教育ト云フモノハヤツテ行カナクテハナラヌカラ、先づ以テ御覽ノ通リノ今度ハ法
律ヲ以テヤツテ見ヤウ、サウシテ漸次我國ノ發展ニ從ツテ、今ノ御意見ノヤウナコトハ勿論
攻究致サナクテハナラヌコト、考ヘテ居リマス、其邊テ御了解ヲ願ヒマス
○委員長(大岡育造君) 何カ言明ヲ取ルヤウナコトハアリマセヌカ
○小川平吉君 私ハ議論デヤナイ、本統ノ辯明ヲ求メテ置クノデスガ、先づ第七條テア
リマス、二回休日ト云フモノニ付テチヨット疑ハシク思フ點ガアリマスカラ、同ツテ置キマス、
是ハ必ズ一定ノ日ニ、全部ノ職工ヲ休マセナクテモ、一ヶ月ニ二回程日ヲ定メテ休マセ
レバ、休日ニ休マセナクテモ宜シト云フ御趣旨デアリマスカ、如何デスカ
○政府委員(岡實君) 御意見ノ通りデアリマス
○小川平吉君 ソレカラ第十四條デアリマス十四條ニ「當該官吏ハ工場又ハ其ノ附
屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得」ト云フコトガアリマスガ、是ガ工場ニ於テハヤタラニ臨檢ヲ
セラレマスト、隨分業務上迷惑ヲ感スル場合モ少クナインデアリマス、又業務ノ種類ニ
依リマシテハ、業務上ノ祕密ニ屬スル事項ヲ、此臨檢ト云フコトニ名ヲ籍リテ濫リニ其
祕密ヲ見出サレルト云フ風ナ虞ガアルノデアリマス、此點ニ付キマシテハドウ云フ風ニ
府ニ於テハナサレルノデアリマセウカ、當業著ノ迷惑ヲ感ゼナイヤウナ方法ニセラル、御考
デアルカドウカ、此點ニ付テ御辯明ヲ得テ置キタイ
○政府委員(岡實君) 工場ニ監督官が臨檢スルニ付テハ、執務規則ト云フ嚴重ナル
規則ヲ設ケマシテ、濫リニ工場ノ祕密ヲ搜索シタリ、或ハ漏洩スルト云フヤウナコトナカラ
シムルヤウニスル積リテアリマス、若シ右執務規則ニ違背シタ者ヲ生シタトキニハ、官紀ニ
依テ相當ノ制裁ヲ附スルト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイ
○小川平吉君 モウ一ツ第十五條ニ付テ伺ヒタイ、第十五條ニ「業務上負傷シ疾病
ニ罹リ又ハ死亡シタルトキ」下アリマスが業務上負傷シマデハ分リマスガ、其次ノ疾病ニ
罹リ又ハ死亡シタルトキト云フノハ、ヤハリ前ノ重大ナル過失ニ依ラズシテ、業務上ト云フ

字が掛ルノアリマセウカ、此點ヲ……

○政府委員(岡實君) 御意見ノ通リデス

○小川平吉君 質問ハワレニテ宜シウゴザイマス

○委員長(大岡育造君) 質問ハ是ニテ「丁ツタモノト認メテ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ質問終結ヲ宣告致シマス、直チニ本案ノ

討論ニ移リマス

○小寺謙吉君 本案ハ大體ニ於テ賛成ヲシタイ、賛成ヲシタイノアリマスルガ、賛成

スルニ付テ本員ノ立場ヲ明カニシテ置キタイ、此工場法ト云フモノハ、本回御提出ニナッ

テ居ルノハ甚ダ不完全テ、其理由書ニ説明シテアリマストコロト、大臣ノ本會ニ於テ御

説明ニナッタコロトハ、甚ダ相違ガアルヤウニ思フ、大臣ハ此労働者ノ方甚ダ急ニ迫

テ居ルト云フ意味ヲ力強ク言ハレタヤウニ記憶シテ居ル、然ルトコロ此工場法ヲ見マスル

ト云ウト、ナカヽ大臣が急ニ迫テ居ルト言ハレタコトハ甚ダ相違シテ居ラズ、十五

年後ノ夜間作業ノ如キ、就業時間ノ制限等ハ、十五年經タザレバ行ハレスノト、勅令

ノ施行ガ二箇年モ後ニアリマスト、十七箇年ノ後ニ行ハレルコトニナル、サウスルト、大臣

ノ甚ダ事急ニ迫テ居ルト言ハレタコトハ、十七箇年後ニ迫テ居ルト云フヤウニ解釋セ

ラル、十七年後ニスルコトヲ事急ニ迫テ居ルト言ハレルノハ、大臣ノ本會ニ於ケル工

場上ノ發達ヲ完フセントシテ居ルト云フコトニ反シテ居ルト思フ、ソレカラ此工場法ノ大

體ニ於テハ、資本主本位デアルカ或ハ工場ニ作業ヲ致シテ居リマス労働者ノ本位ノモノ

デアルカ、ソレハ先づ七條ト言ハシヨリモ九條ト言シタ方ガ宜イカモ知ラヌガ、労働者保護

ノコトハ甚ダ少ナシ、工場法ト云フト勞働保護ヲ目的トスル、又労働者ノ工場ニ働く

居ル關係ヲ調和シテ、工業ノ發達ニ資スルモノデアル、然ラザレバ工場法ハ資本主五

分、労働者五分ノ規定デナケレバナラヌノアリマス、然ルニサウヤッテ居ラヌト云フコ

トハ、第三條ニ於テ、第四條其他ニ於テモ御承知ノ如ク、或意味カラ申シマスルト、

労働者ハ或ハ反對運動ヲスルカモ知ラヌガ、免モ角モ此所十五年或ハ凡十四箇年資

本主ヲ保護シテヤルト云フコトカラ、工場法が編出サレテ居ル如ク思ハレル、又資本主ニ

組織シテ居ル、是ナドニ諮詢セシメテ、一部ノ階級ノ人ニハ諮詢シテ居ル、併ナガラ多

數ノ労働者ニ對シテハ少シモ諮詢ト云フコトナリ、然ラバ此工場法ト云フモノ

ハ資本主本位テ出來タモノニアツテ、何方カト言ヘバ將來起ラントスル、現ニ起ラントス

ルトコロノ社會問題ノ解決ニ就テハ政府ハ政本主ニ同情ヲ表シテ、労働者ニハ餘り多ク

ノ同情ヲ與ヘズ、此所十五年乃至十七年間ハ資本主保護ヲ主トスルモノデアル、此工

場法ニヨルト、ドウシテモ労働者ノ體力ヲ維持發達シ、或ハ道徳思想ヲ進メテ行キ、彼等

ノ智力ヲ鞭撻スルト云フコトハ、到底是等ノ目的ハ遠セラレナイコト思フ、是ガ自分ノ

工場法ニ就テノ見解アル、ソレデ此工場法ハ非常ノ修正ヲ加ヘズバ賛成スルコトガ

出來ナイト云フ場合ニ立至ルノアリマスガ、今日自分共同志ノモノガイロヽ意見ヲ

申シタコロガ、又各箇條ニ就テイロヽ修正ヲ出シマシタコロガ、是ガ唯時間ト辯舌

ヲ弄スルダケデ、結果ニ於テハ到底修正說ガ多數ヲ以テ決セラル、如クハ思ハヌノアリマスカラ、大體ニ於テ賛成スルコトニ致シマシテ、又各箇條ニ就テ特別ノ修正ハ出シマセヌ、併ナガラ資本主本位ノモノニアツテ、労働者ノ本位ノモノニアリマス、殊ニ此ノ最も重要ナル夜間禁止作業ノ制限其他ハ十五年後ニ行ハレルノデアリマスカラ、我日本ノ産業モ、以後十五年モ發達致シマシタキハ今後ノ十五年ハ餘程今日マテノ數

スルニ付テ居リマスガ、今回ハ總テサウ云フコトヲ廢メマシテ、此法律ヲ不完全ト雖モ無イヨリハ

培ノ力ヲ以テ發達スルノデ、到底十五年間安閑トシテ立法者ノ手ヲ俟テ居ル譯デハ

行カナイカラ、吾々同志が時ヲ俟タナラバ相當ノ改正法律案ヲ其當時ニ出スト云フ考

ヘテ居リマスガ、今回ハ總テサウ云フコトヲ廢メマシテ、此法律ヲ不完全ト雖モ無イヨリハ

宜イノアリマスカラ大體ニ於テ本案ニ賛成シテ置キマス

○法學博士花井卓藏君 意見ヲ述べタイ、私モヤハリ本法ヲ迎ヘル論者ニアリマス、其

理由ハ名實相適ハズト雖モ、労働者ノ保護ト云フモノノ法律事項ニセフレタト云ノ點ニ

賛成スルノアリマス、今日ノ如ク行政事項ニ定メテアル、契約ノ關係ニ定メテアルモノヲ

立法的ニ労働保護ノ名實相適ハズト雖モ、斯クセフレタト云フコトヲ賛成致スノアリマ

ス、總體ニ私が研究致シマスレバ、立法ノ方法ノ上ニ於テ、立法ノ體裁ノ上ニ於テ、立法

ノ材料ノ上ニ於テモ、法ニ含マレテ居ル内容ノ上ニ於テモ、勞働保護ノ目的ノ點等ニ

就キマシテ缺點が頗ル多クアルコトヲ認メテ居リマスルガ、免モ角モ法律ニ依リ労働保護

ニ第一ガ極マルト云フコトダケデ、私ハ今満足ラシヤウト思ノアリマス、唯特ニ政府

當局ノスルコトノ不足トシテハ教育ノコトナドハ工

場主ノ責任問題トシテ強制致シテ居ル、斯ノ如キノ規定ハ當局ニ於テ立法事項ト見ラ

ジテ居リマス、是ハ明治三十一年ノ農工商高等會議ニ於テ立法シタ工場法ノ中ニハ

立派ニアルノアリマス、其第二十條ノ中ニハ技藝練習ノコト、普通教育ノコトナドハ工

場主ノ責任問題トシテ強制致シテ居ル、斯ノ如キノ規定ハ當局ニ於テ立法事項ト見ラ

レタナラバ、別段法條ヲ出サル、コトナク、行政事項トシテ融通が付クト云フ考デ、本法

施行ノ當時ニ其道ヲ付ケラレルト云フコトダケヲ私ハ切ニ望シテ置キマス、ソレカラ政府

委員ノ言葉中ニ既得権利、既得ノ利益ナドト云フ新發明ノ言葉ヲ承ハリマスケレドモ、

是ハ現在ノ法ヲ立法スルノアリマスカラ、其法ニ既得ノ權利モ既得ノ利益モアル咎ハナ

イ、是ハ能ク出ル論デアルガ、ドウモ犯罪ヲシテモ、舊刑法時代アルカラ舊刑法ヲ罰セ

ラレルト思シテ犯罪ヲシタト云フヤウナコトヲ言ラガ、法ハ國家が必要上立法ラナスノアル

カラ、既得ノ權利、既得ノ利益ト云フヤウナコトヲ言フヘキデナイ、斯ノ如キ用語ノ不健

全ナルコトモ、此處ニ序ニ申シテ置キマス

○古賀庸藏君 本員等モ亦大體ニ於テ本案ヲ賛成スルモノアリマス、然ルニ既ニ大

體ハ意見モゴザイシタガ、是ヨリ逐條ニ涉テ修正意見モアリマスカラ、ソレヲ述べ差

支アリマセヌカ

○委員長(大岡育造君) 宜シウゴザイマス

○古賀庸藏君 第一條ノ第一ノ「常時十人」トアルヲ「二十人」ト修正致シマス、其理

由ハ詳シク申シマセヌガ、要スルニ此案ノ大體ハ工場法ノ目的ヲ達スルハ十五年ノ後デ、

今ハ準備或ハ試ミノ時代アリマス故ニ、十八位ノ工場即チ一家族ガ五人居レバ他ニ

五人ノ職工若クハ徒弟ガ入レバ十人トナル、サウ云フモノマデモ斯ル法ノ制裁ヲ受ケルノ

ハ、比較的苦シイ次第アリマスカラ、之ヲ二十八ト致シタインデアリマス

○農商務大臣(男爵大浦兼武君)此場合一言申上ゲテ置キマス、唯今第一條ノ

「十人」ヲ「二十人」トスルト云フ御意見ニ對シテ已ムヲ得ズ反対ノ意見ヲ述ヘタイト思

ヒマス、抑、此工場法ノ大體ニ於キマシテハ、諸君ノ御認メニナツテ居ルヤウニ思ヒマシテ、甚ダ満足ニ存ジマス、然ルニ、十人ヲ二十人トスル論ニナリマスルト、誠ニ遺憾ナル點ハ、

ヒマス、十人以下ノ工場ハ御承知ノ通り殆ド家庭工場ニ准ズベキモノニアツテ此法律ヲ除

クト云フコトハソレモ宜カラウト考ヘタトコロ、之ヲ二十人トスルト、十人以上、二十人

ノ處ガ弊害ノ最モ多イトコロ、其數ハ十人以上トスルト、其工場ノ數ハ一万五千四百

有餘ゴザイマス、ソコニシテ若シ之ヲ、十人トスレバ、工場ノ數ハ半分減ズル、此法律ヲ取

締ノ範圍外ニナル七千百二十有餘が減ジテ來ル、斯ウナルノデアリマス、サウスルト此工

場中ニハ或ハ織物が最モ多數、十人二十人ノ處が最モ多イ、ソレガ多數ヲ占メテ居

リマスカラ、織物工場ハ先キニ申ス通り先ツ此虐待ヲスルトカ、イロイロ弊害ガアルカラ

ドウシテモ十八二十人ト云フ處ノ邊ヲ最モ注意シナクテハナルマイト考ヘマス、ソコニシテ願ク

ハ十人ト云フ原案ノ方ニ御決定ヲ願ヒマス、サウスルト偶、此處ニ拵ヘルトロノ工場

法ノ目的ハ殆ド半分潰レル勘定ニナリマスカラ、十分ニドウカ御研究ヲ願ヒマス

○田邊熊一君 古賀君ニ贊成致シマス

○委員長(大岡育造君) 第一條ニ付テ古賀君ノ修正ニ同意ノ御方ハ舉手ヲ願ヒ

マス

舉手者

多數

○委員長(大岡育造君) 多數、第一條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條

○小川平吉君 第七條ノ中「一週間」トアルヲ「十日」ト修正ヲ致シタインデアリマス

○委員長(大岡育造君) 小川君ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス

○委員長(大岡育造君) 多數

舉手者

多數

○委員長(大岡育造君) 多數、第一條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條

○小川平吉君 第八條第三項ノ次ニ第四項トシテ、新規ナ規定ヲ設ケタイト思ヒマス

「季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス」是ハ特殊ノ工業ニ付テ一定ノ期間ハ時間ノ延長スルコトガ出來ルヤウニシタインデアリマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 小川君ノ修正動議ニ贊成ガアリマスガ其修正文ハ今朗讀ニナッタ通リアリマス、御贊成の方ハ舉手ヲ願ヒマス

舉手者

多數

○委員長(大岡育造君) 多數、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三

條、第十四條、第十五條、第十六條

○小川平吉君 第十六條「職工」トアルヲ「職工徒弟」ト改メテ「徒弟」ト云フコトヲ此中ニ加ヘルコトニ修正シタイ

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) 別ニ御異議モナイヤウデスカラ、其通り決シマス、第十八條

○小川平吉君 第十八條ヲ左ノ通り修正シタ伊、思ヒマス、工業主ハ工場ニ付一切ノ

權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得、工業主本法施行區域内ニ居住セザル

トキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事會社ノ業務ヲ執行スル社員ヲ代表スル社員取締役業務擔當社員

其他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此限ニアラス」是ハ別ニ説明スル必要ナイト思ヒマス

○政府委員(押川則吉君) 此修正ニ付テハ御再考ヲ願ヒタイト思フ、此原案ハ他ノ

法律ノ關係上其權衡ヲ考ヘテ原案ノ通り規定シタノデアリマスカラ、原案ノ方ニ御据置キラ希望致シマス

○岡田泰藏君 是ハ私ハ修正ノ必要ガアラウト思フカラ贊成致シマス、工場主ト工業

管理人トハ同様ニ事實ノ上ニ於テ責任ヲ持テ參ラナケレバナラヌコトニナル、ソレデ此

刑ニ關係スルコトノ如キ、ヤハリ工業管理人が其責ヲ負フト云フコトが當然ノコトデ、是ハ修正スルガ誠ニ至當ノコト思ヒマス

○委員長(大岡育造君) 修正ニ反対ノ諸君モアリマスカ

○法學博士花井卓藏君 アリマス

○委員長(大岡育造君) ソレハ贊成者ハ舉手ヲ希望致シマス

○委員長(大岡育造君) 多數

○委員長(大岡育造君) 十九條、二十條、二十一條

○小川平吉君 二十一條ノ中「答辯ヲナサス又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者」トアルヲ

「答辯ヲ爲サル者」ト改メタインデアリマス

○法學博士花井卓藏君 私ハ異論ガアルト云ヘバアル、ナイト云ヘバナイガ、餘程是ハ考

物デアラウト思フ、私ハ此種ノ立法例ガ百位モアラウト思フ、一々當ラ得ザルモノアリト信

ジテ居マスケレドモ、明治二十三年以來帝國議會ガ協贊ヲナシタル分ニモ、隨分澤山ア

ル、之ニ勅令ニ譲ルモノヲ集メテ見ルト、百以上モアルト思フ、之ニ影響ヲ及ボヌ問題デ

アル、誰デモ今日マジ能クナイコトデアルト思ウテ居ルニモ拘ラズ、帝國議會ハ幾ソモ協贊

ヲ與ヘテ居ル數モ其他澤山アリマス、之ヲ一々變ヘルニ政友會ノ調査が行居クモノデア

ルナレバ、至極安心ダガ、所謂金持保護ノヤウナ此分ダケ修正シテ、其他一般ノモノヲ残

スノモ甚ダ跋ダカラ總テノ法律ヲ統一シテ、此關係ヲ同シクシテ置ク方が便宜アリマスカラ、本案ハ傷ノ儘デ存シタインテ云フ私ノ意見アリマス

○小川平吉君 花井君ノ如キ法律家ガ反対セラル、ハ甚ダ遺憾デアル、又同君ノタメニ惜ム、殊ニ是ハ金持ニ對スル保護ノ法デハナイ、雇人ニモ適用スルカラ此點ハ私が辯

解シテ置キマス、雇人ニ對シテモ虚偽ノ陳述ヲ罰スルノデ……

○委員長(大岡育造君) 決ヲ採リマス、二十一條ニ付テ修正ニ贊成ノ方ハ舉手ヲ

希望シマス

○委員長(大岡育造君) 多數——二十二條

○小川平吉君 二十二條ヲ左ノ通り修正シタイ、第一項及第二項中「工業主」トアル

○「工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者」ニ改ム、第一項「免ルヲ得ス」ヲ下ニ「但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲナシタルトキハ此限ニアラス」斯ウ云フコトヲ加ヘタイノデアリマス

○法學博士花井卓藏君 採決ハ二ツニ分ケテ賛ハナケレバナリマセヌ、私ハ小川君ノ修正ノ始メニハ賛成ヲシテ、其以下ハ反對デス、理由ハ別ニ申シマセヌ、多クノ立法例が二十一條ト同ジク數限リモナク傷ヲ残スト云フ趣意デアリマス

○委員長(大岡育造君) 決ノ採方ハ注意致シマセワ、第二十二條中ノ「工業主」下アルハ「工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ルモノ」ト云フノハ御異議ノナイモノト認メマス、其次ニ但書ヲ加ヘルコトニ付テ賛成ノ方ハ舉手ヲ希望シマス

舉手者

多數

○委員長(大岡育造君) 多數——二十三條、二十四條、二十五條、附則

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大岡育造君) ソレデハ工場法案ノ委員會ハ本日ヲ以テ終了シタルコトヲ宣告シマス

午後二時三十九分散會